

東御市地域防災計画の見直しについて

1 令和 6 年度東御市地域防災計画の修正概要について

本年度の東御市地域防災計画の見直しは、以下の項目について修正を行います。

- (1) 長野県地域防災計画の修正に伴う修正
- (2) 市職員、委員等から提出された追加修正

※災害対策基本法では、「地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と規定されており、必要に応じ見直しを行います。

2 令和 6 年度の市地域防災計画の主な修正項目

(1) 長野県地域防災計画の修正に伴う修正

① 多様な主体と連携した被災者支援

○ 災害中間支援組織の育成・強化

長野県災害支援ネットワークとの協力及びその機能強化、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携等について記載

○ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担、地域防災計画への記載や協定の締結によるセンター設置予定場所の明確化について記載

○ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

被災者に対するきめ細かな支援の仕組みの整備、被災者支援のための人材育成制度の整備等について記載

② 市民への情報伝達

○ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達

市民に伝達する地震情報に長周期地震動階級を追記

○ 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

障がい者への情報伝達体制の整備、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備について記載

③ その他～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策
- ・緊急通行車両標章等交付の制度変更
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

(2) 市職員、委員等から提出された追加修正

別紙のとおり

新	旧	修正理由・備考
第1章 第5節 東御市の概況 第1 自然的条件 4 気象 東御市の気候は、気温は平均摂氏 10 度（午前9時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量が800mm～1,000mmで県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。	第1章 第5節 東御市の概況 第1 自然的条件 4 気象 東御市の気候は、気温は平均摂氏 11 度（午前9時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量が800mm～1,000mmで県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。	長野地方気象台様からのご意見により修正（防災計画全編通して同様に修正）

第2章 第3節 活動体制計画	第2章 第3節 活動体制計画	
第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課、地域づくり支援課、福祉課） (ア) 庁舎の点検を実施、崩落の危険箇所を把握し補強等を実施する。 (イ) 市役所が被災した時は、北御牧庁舎もしくは総合福祉センターを応急対策拠点として活用するため、防災関係機能の強化を検討する。 (ウ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。 イ 関係機関が実施する計画 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。	第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課、生涯学習課、福祉課） (ア) 庁舎の点検を実施、崩落の危険箇所を把握し補強等を実施する。 (イ) 市役所が被災した時は、北御牧庁舎もしくは総合福祉センターを応急対策拠点として活用するため、防災関係機能の強化を検討する。 (ウ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。 イ 関係機関が実施する計画 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。	名称の修正 （防災計画全編通して同様に修正）
第7節 要配慮者支援計画	第7節 要配慮者支援計画	
第2 主な取り組み 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。 5 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。	第2 主な取り組み 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。	長野地方気象台様からのご意見により修正 （防災計画全編通して同様に修正）
第23節 土砂災害等の災害予防計画	第23節 土砂災害等の災害予防計画	
第2 主な取り組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、住民に対し周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。（資料 57 参照） 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防	第2 主な取り組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、住民に対し周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。（資料 54 参照） 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防	上田建設事務所様からのご意見により修正 （資料 57 についても差替え）

災対策を推進する。 第3 計画の内容 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (総務課) (ア) 市は、防災マップ等の作成・配布や防災訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (総務課・建設課) (ア) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。 a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費等、建築助成費による支援及び相談窓口の確保 (略)	災対策を推進する。 第3 計画の内容 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (建設課) (ア) 市は、防災マップ等の作成・配布や防災訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (建設課) (ア) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。 a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費等、建築助成費による支援及び相談窓口の確保 (略)	担当課の修正 担当課の修正
--	--	-----------------------------

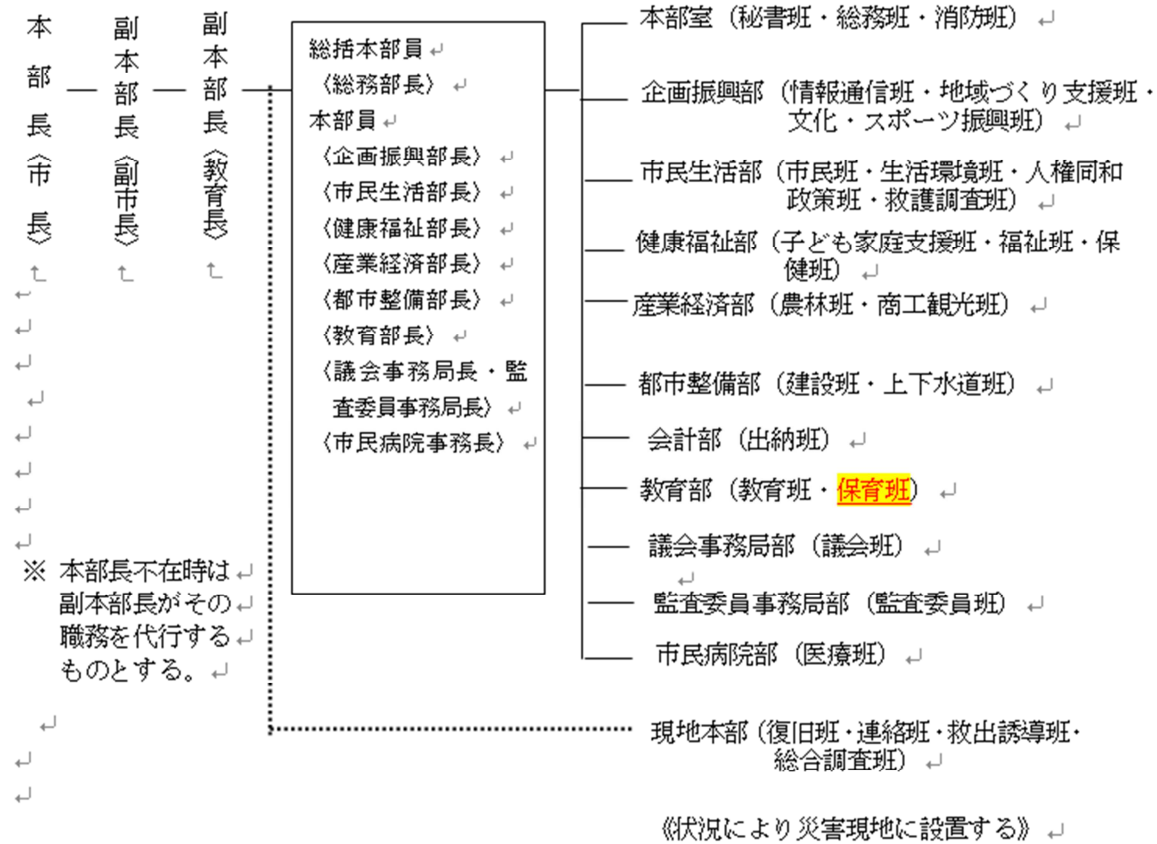
第3章 第2節 非常参集職員の活動

東御市災害対策本部組織・分掌事務

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりとし、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するものとする。

〔東御市災害対策本部組織編成図〕



協力機関

東御市災害対策本部規定第9条に規定する関係機関

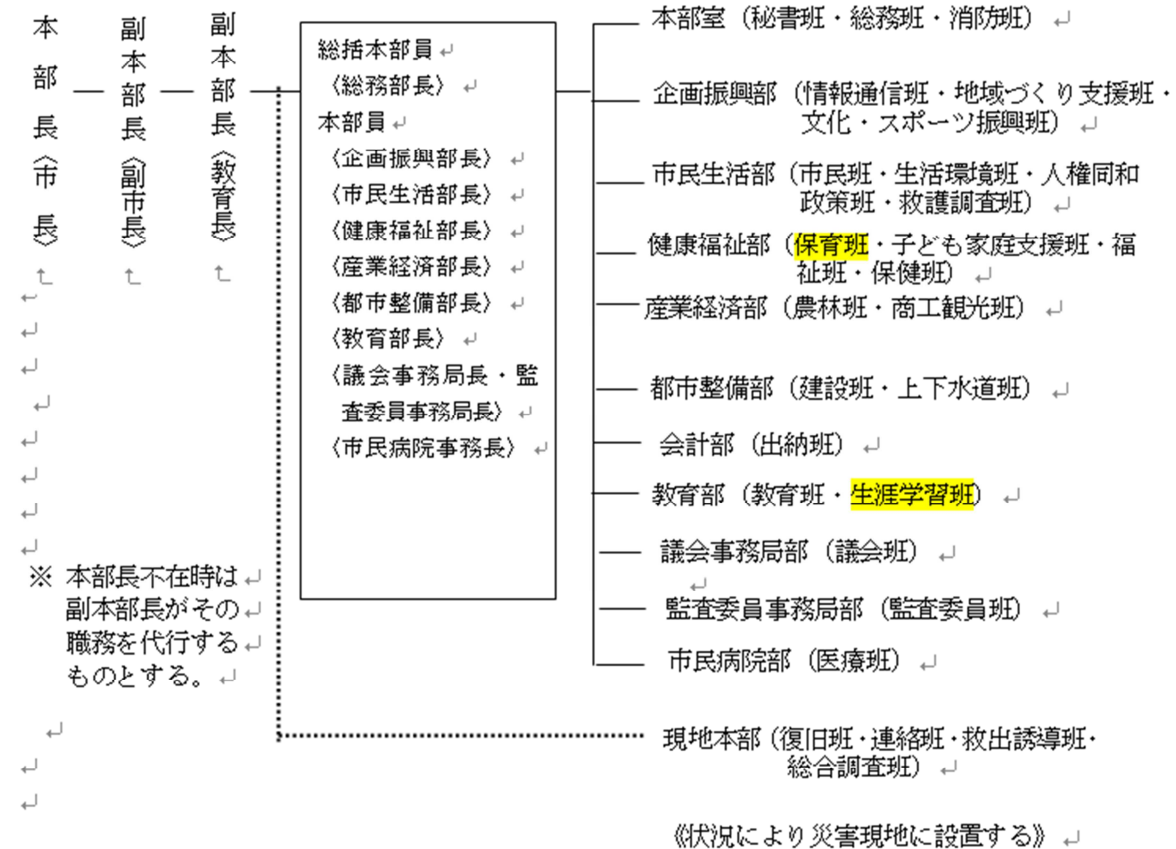
第3章 第2節 非常参集職員の活動

東御市災害対策本部組織・分掌事務

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりとし、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するものとする。

〔東御市災害対策本部組織編成図〕



協力機関

東御市災害対策本部規定第9条に規定する関係機関

組織編成の修正

(2) 東御市災害対策本部構成及び事務分掌					(2) 東御市災害対策本部構成及び事務分掌					組織構成及び事務分掌の修正 (防災計画全編通して同様に修正)
●企画振興部 企画振興部長	●情報通信班 企画振興課長	企画政策係長 移住・定住シティ プロモーション係 長	同左係員	1 災害情報の入手、各部の被害状況の 取りまとめ及び県、関係機関への報 告に関する事。2 メール配信、防災ラジオ等通信機器 の総括に関する事。3 市民への災害広報に関する事。	●企画振興部 企画振興部長	●情報通信班 企画振興課長	企画政策係長 移住・定住シティ プロモーション係 長	同左係員	1 災害情報の入手、各部の被害状況の 取りまとめ及び県、関係機関への報 告に関する事。2 メール配信、防災ラジオ等通信機器 の総括に関する事。3 市民への災害広報に関する事。	
	●文化・スポ ーツ振興班 文化・スポー ツ振興課長	文化係長 スポーツ係長	同左係員	4 被害者情報に関する事。 5 公益事業（電話・鉄道・ガス・電気 等）の災害情報の収集に関する事。 6 道路及び交通の災害情報の収集に關 する事。		●地域づくり 支援班 地域づくり支 援室長	地域づくり支援係 長	同左係員	4 被害者情報に関する事。 5 公益事業（電話・鉄道・ガス・電気 等）の災害情報の収集に関する事。 6 道路及び交通の災害情報の収集に關 する事。	
	●地域づくり 支援班 地域づくり支 援課長	地域コミュニティ 推進係長 青少年係長	同左係員	1 中央公民館、地区公民館（北御牧庁 舎、青年研修センター含む）の被害対策 に関する事。 2 公民館等の被害調査に関する事。		●文化・スポ ーツ振興班 文化・スポー ツ振興課長	文化係長 スポーツ係長	同左係員	(新設)	
●健康福祉部 健康福祉部長	(削除) (教育部、生涯 学習班の欄へ)				●健康福祉部 健康福祉部長	●保育班 保育課長	保育係長 各保育園長	同左係員	1 応急保育に関する事。 2 炊き出し等による食品の給与に關 する事。	
	●子ども家庭 支援班 子ども家庭支 援課長	子ども政策係長 子ども家庭支援係 長	同左係員	1 福祉班の事務分掌に関する事。		●子ども家庭 支援班 子ども家庭支 援課長	子ども政策係長 子ども家庭支援係 長	同左係員	1 保育班の事務分掌に関する事。	
	●福祉班 福祉課長	福祉推進係長 福祉援護係長 高齢者係長 地域包括支援係長	同左係員	1 社会福祉協議会、民間協力団体等と の連絡調整に関する事。 2 義援物資の受領及び保管に関するこ と。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与に関する事。 4 災害救援ボランティアに関するこ と。 5 災害義援金、見舞金に関する事。 6 要支援者の誘導、収容に関する事。 7 福祉施設の被害調査及び応急対策に 関すこと。		●福祉班 福祉課長	福祉推進係長 福祉援護係長 高齢者係長 地域包括支援係長	同左係員	1 社会福祉協議会、民間協力団体等と の連絡調整に関する事。 2 義援物資の受領及び保管に関するこ と。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与に関する事。 4 災害救援ボランティアに関するこ と。 5 災害義援金、見舞金に関する事。 6 要支援者の誘導、収容に関する事。 7 福祉施設の被害調査及び応急対策に 関すこと。	

	●保健班 健康推進課長	保健地域医療係長 健康増進係長 (削除)	同左係員	1 保健衛生全般に関すること。 2 負傷者の収容及び救護等に関するこ と。 3 防疫及び感染に関すること。 4 食品衛生に関すること。			●保健班 健康保健課長	保健係長 健康増進係長 地域医療推進係長	同左係員	1 保健衛生全般に関すること。 2 負傷者の収容及び救護等に関するこ と。 3 防疫及び感染に関すること。 4 食品衛生に関すること。		
●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 学校施設・青少 年教育係長 学校人権同和教育係長	同左係員	1 応急の教育に関すること。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品 等の交付に関すること。 3 学校内の被害対策に関すること。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関 すること。		●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 学校施設・青少 年教育係長 学校人権同和教育係長	同左係員	1 応急の教育に関すること。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品 等の交付に関すること。 3 学校内の被害対策に関すること。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関 すること。		
	●保育班 保育課長	保育係長 各保育園長	同左係員	1 応急保育に関すること。 2 炊き出し等による食品の給与に関す ること。			●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民 館係長 文化財係長 図書館係長	同左係員	1 り災者の誘導及び収容に関するこ と。		
●議 会 事 務 局 部・監査委員事務 局部 議会事務局長・ 監査委員事務局長	●議会班・監査 委員班 議 会 事 務 局 次 長・監査委員事務 局次長	庶務係長	同左係員	1 議員への情報伝達に関すること。 2 監査委員への情報伝達に関するこ と。		●議 会 事 務 局 部・監査委員事務 局部 議会事務局長・ 監査委員事務局長	●議会班・監査 委員班 議 会 事 務 局 次 長・監査委員事務 局次長	庶務係長	同左係員	1 議員への情報伝達に関すること。 2 監査委員への情報伝達に関するこ と。		
●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 診療部長 医療事務部長 看護部長	医長 庶務係長 医事係長 各科長 看護師長 助産所長	同左係員	1 負傷者の医療に関すること。 2 医薬品に関すること。		●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長	庶務係長 医事係長 健康管理科係 長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長	同左係員	1 負傷者の医療に関すること。 2 医薬品に関すること。		

(3) 体制別の職員配備一覧表 <table><tr><th>体制 配備職員</th><th>事前体制</th><th>一次体制</th><th>二次体制</th><th>三次体制</th><th>四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」</th></tr><tr><td>部長等</td><td>—</td><td>◎総務部長</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>課長等</td><td>—</td><td>・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長</td><td>◎ (部長等の指示により行動)</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>係長等</td><td>総務課、企画振興課、(削除) 文化・スポーツ</td><td>総務課、企画振興課、(削除) 文化・スポーツ</td><td rowspan="2">所属長が指名する職員</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>係員</td><td>振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員</td><td>振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員</td><td>◎</td></tr></table>						体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」	部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎	課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎	係長等	総務課、企画振興課、 (削除) 文化・スポーツ	総務課、企画振興課、 (削除) 文化・スポーツ	所属長が指名する職員	◎	◎	係員	振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	◎	<table><tr><td></td><td></td><td>副助産所長・師長</td><td></td><td colspan="2"></td></tr></table> (3) 体制別の職員配備一覧表 <table><tr><th>体制 配備職員</th><th>事前体制</th><th>一次体制</th><th>二次体制</th><th>三次体制</th><th>四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」</th></tr><tr><td>部長等</td><td>—</td><td>◎総務部長</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>課長等</td><td>—</td><td>・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長</td><td>◎ (部長等の指示により行動)</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>係長等</td><td>総務課、企画振興課、地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員</td><td>総務課、企画振興課、地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員</td><td rowspan="2">所属長が指名する職員</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>係員</td><td></td><td></td><td>◎</td></tr></table>								副助産所長・師長				体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」	部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎	課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎	係長等	総務課、企画振興課、 地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	総務課、企画振興課、 地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	所属長が指名する職員	◎	◎	係員			◎	組織体成の修正					
体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」																																																																										
部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎																																																																										
課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎																																																																										
係長等	総務課、企画振興課、 (削除) 文化・スポーツ	総務課、企画振興課、 (削除) 文化・スポーツ	所属長が指名する職員	◎	◎																																																																										
係員	振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員		◎																																																																											
		副助産所長・師長																																																																													
体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全員体制」																																																																										
部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎																																																																										
課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎																																																																										
係長等	総務課、企画振興課、 地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	総務課、企画振興課、 地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	所属長が指名する職員	◎	◎																																																																										
係員				◎																																																																											
第15節 生活必需品の調達供給活動 第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、本部長の命を受けて健康福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。						第15節 生活必需品の調達供給活動 第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、本部長の命を受けて民生福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。						名称の修正 (防災計画全編通して同様に修正)																																																																			

第28節 土砂災害等応急活動		
東御市警報発表基準		
大雨 警報 (浸水害)	表面雨量指数基準	8
大雨 警報 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 0 7
洪水警報	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8、成沢川流域= 5.2 、求女川流域= 4.6 、 所沢川流域= 3.7 、鹿曲川流域= 22.2 、小相沢流域= 5.2 、 大石沢川流域= 4.9 、西沢川流域= 3.3
	複合基準 ※1	所沢川流域=(5. 3.3)
	指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕

第28節 土砂災害等応急活動		
東御市警報発表基準		
大雨 注意報 (浸水害)	表面雨量指数基準	8
大雨 注意報 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	9 4
	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8、成沢川流域= 4.8 、求女川流域= 4.7 、 所沢川流域= 3.4 、鹿曲川流域= 17.9 、小相沢流域= 4.4 、 大石沢川流域= 4.6 、西沢川流域= 2.5
	複合基準 ※1	所沢川流域=(5. 2.4)、西沢川流域=(7. 2.2)
	指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕

長野地方気象台様からの
ご意見により修正

新	旧	修正理由・備考
第2章 第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（福祉課） （ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策 市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。 また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。 （イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。 第24節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課） （ア）市は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 （イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・建設課） （ア）市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。ま	第2章 第8節 要配慮者支援計画 第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（福祉課・建設課） （ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策 市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。 また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。 （イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。 第24節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（建設課） （ア）市は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 （イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 6 土砂災害警戒区域の対策 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（建設課） （ア）市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。ま	担当課の修正 担当課の修正

た、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。 a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。 a 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。 (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 (b) 避難施設その他の避難場所及び避難所その他の避難経路 (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 (f) 救助に関する事項 (g) その他警戒避難に関する事項 b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等 を作成し、住民等に周知する。 (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。	た、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。 a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。 a 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。 (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 (b) 避難施設その他の避難場所及び避難所その他の避難経路 (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項 (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 (f) 救助に関する事項 (g) その他警戒避難に関する事項 b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等 を作成し、住民等に周知する。 (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。	
--	--	--

第3章 第1節 災害直前活動

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

東御市	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	上田地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 107
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8、求女川流域=4.6、所沢川流域=3.7、鹿曲川流域=22.2、小相沢川流域=5.2、大石沢川流域=4.9、西沢川流域=3.3、成沢川流域=5.2、西川流域=2.2
		複合基準 ^{*1}	所沢川流域=(5, 3.3)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4
		土壌雨量指数基準	81
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=2.4、求女川流域=3.7、所沢川流域=2.6、鹿曲川流域=17.7、小相沢川流域=4.2、大石沢川流域=2.4、西沢川流域=2.6、成沢川流域=4.2、西川流域=1.7
		複合基準 ^{*1}	金原川流域=(5, 1.6)、所沢川流域=(5, 2.6)、鹿曲川流域=(5, 14.2)、西沢川流域=(5, 1.9)、千曲川流域=(5, 42.7)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{*2}	
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

第3章 第1節 災害直前活動

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 長野地方気象台

東御市	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	上田地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 107
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=4.8、求女川流域=4.6、所沢川流域=3.7、鹿曲川流域=22.2、小相沢川流域=5.2、大石沢川流域=4.9、西沢川流域=3.3、成沢川流域=5.2、西川流域=2.2
		複合基準 ^{*1}	所沢川流域=(5, 3.3)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4
		土壌雨量指数基準	84
	洪水	流域雨量指数基準	金原川流域=2.4、求女川流域=3.7、所沢川流域=2.6、鹿曲川流域=17.7、小相沢川流域=4.2、大石沢川流域=2.4、西沢川流域=2.6、成沢川流域=4.2、西川流域=1.7
		複合基準 ^{*1}	金原川流域=(5, 1.6)、所沢川流域=(5, 2.6)、鹿曲川流域=(5, 14.2)、西沢川流域=(5, 1.9)、千曲川流域=(5, 42.7)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{*2}	
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

長野地方気象台様からのご意見により修正

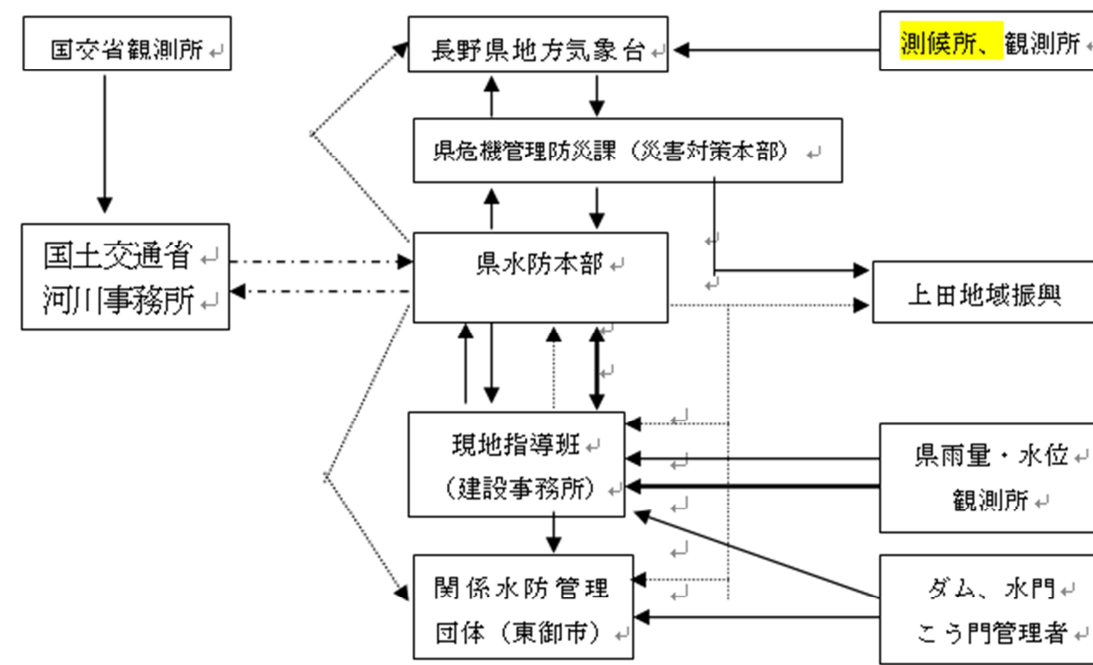
別表5 警報及び注意報の区域			別表5 警報及び注意報の区域			長野地方気象台様からのご意見により修正
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村		中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村		大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町		佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村		松本地域	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地		乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村		諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	
	木曽地域	檜川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町		木曽地域	檜川村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町	
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村		下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	

第2節 災害情報の収集・連絡活動

別記 災害情報収集連絡系統

(22) 水防情報 ←

雨量・水位の通報



—— はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。↵
 はファクシミリによる伝達を示す。↵
 —— は長野県水防情報システムを示す。↵
 - - - - 統一河川情報システムを示す。↵
 は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。↵

長野地方気象台様からの
ご意見により修正

新	旧	修正理由・備考
第1章 第1節 雪害に強い市づくり 第3 計画の内容 1.3 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (総務課・建設課) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。(削除)	第1章 第1節 雪害に強い市づくり 第3 計画の内容 1.3 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア 市の実施計画 (建設課) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。 また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。	担当課の修正 建設課からの修正

新			旧			修正理由・備考
資料 17 市内医療機関の状況			資料 17 市内医療機関の状況			医療機関情報の修正
医療機関名・TEL	診療科目	所在地・管理者	医療機関名・TEL	診療科目	所在地・管理者	
東御市民病院 62-0050	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・リハビリテーション科・泌尿器科（人工透析）・アレルギー科・産婦人科	鞍掛 岩橋 輝明	東御市民病院 62-0050	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・リハビリテーション科・泌尿器科（人工透析）・乳腺外科・アレルギー科・麻酔科・産婦人科	鞍掛 結城 敬	
みまき温泉診療所 61-6002	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	布下 齋藤 文護	みまき温泉診療所 61-6002	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科	布下 奥泉 宏康	
荻原眼科医院 64-3834	眼科	県 西 葉子	荻原眼科医院 64-3834	眼科	県 西 葉子	
酒井医院 64-3170	内科・小児科・皮膚科	田中 酒井 康弘	酒井医院 64-3170	内科・小児科・皮膚科	田中 酒井 康弘	
ささき医院 64-3711	脳神経外科・内科・神経内科・小児科・外科・肛門科・耳鼻咽喉科	本海野 佐々木 裕三	ささき医院 64-3711	脳神経外科・内科・神経内科・小児科・外科・肛門科	本海野 佐々木 亮三	
信濃病院 64-3366	内科・精神科・神経科	滋野 井上 文明	信濃病院 64-3366	内科・精神科・神経科	滋野 井上 文明	
春原整形外科クリニック 64-6200	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	常田 春原 久幸	春原整形外科クリニック 64-6200	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	常田 春原 久幸	
せき内科クリニック 64-7171	内科・小児科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科	本海野 関 健	せき内科クリニック 64-7171	内科・小児科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科	本海野 関 健	
東御記念セントラルクリニック 62-1231	内科・外科・小児科・整形外科・心療内科・消化器科・整形外科・皮膚科・肛門科・リハビリテーション科	県 太田 心平	東御記念セントラルクリニック 62-1231	内科・外科・小児科・整形外科・心療内科・消化器科・整形外科・皮膚科・肛門科・リハビリテーション科	県 太田 心平	
祢津診療所 62-0273	内科・小児科・神経科・皮膚科・循環器科・歯科・神経内科・精神科・心療内科・リハビリテーション科	祢津 太田 篤子	祢津診療所 62-0273	内科・小児科・神経科・皮膚科・循環器科・歯科・神経内科・精神科・心療内科・リハビリテーション科	祢津 太田 篤子	
長谷川耳鼻咽喉科医院 62-2006	耳鼻咽喉科・アレルギー科	県 長谷川 達哉	長谷川耳鼻咽喉科医院 62-2006	耳鼻咽喉科・アレルギー科	県 長谷川 浩通	
ほしやま内科 62-3115	内科・小児科・胃腸科・リハビリテーション科	常田 星山 直基	ほしやま内科 62-3115	内科・小児科・胃腸科・リハビリテーション科	常田 星山 直基	
(削除)			柳沢医院 62-0192	内科・小児科	滋野 柳沢 泰彦	

資料 5 7

土砂災害防止対策の 規制区域と制限行為



長野県では土砂災害から住民の生命を保護するために、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、必要な区域を指定しています。また、それぞれの法や条例等により、区域内において災害を助長する行為等の制限を行っています。なお、これらの区域は宅地建物取引業法的重要説明事項となっているので注意してください。

関係法令：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には、人の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある区域

①要配慮者利用施設における警戒避難体制の構築

警戒区域内の市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

関係法令：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域

①特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に準拠しているものと照和事が判断した場合に限って許可されます。

（窓口：各建設事務所維持管理課・各砂防事務所）

②建築物の構造規制

特別警戒区域内では、居室を有する建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たす物となっているかについて、確認の申請書を出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要です。

（窓口：各建設事務所建築課、建築主事を置く市）

◎このような場所が区域指定されています。

※出典：全国土砂災害防止対策協議会



資料 5 7

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

《土砂災害のおそれがある区域》

土砂災害特別警戒区域

《建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域》

こんな場所が 区域指定の 対象となります。

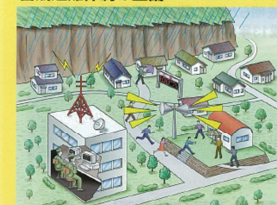


資料の差替え

「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

土砂災害警戒区域では…

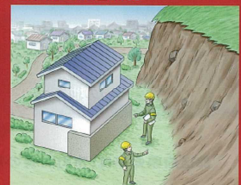
警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

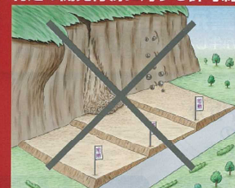
さらに土砂災害特別警戒区域では…

建築物の構造規制



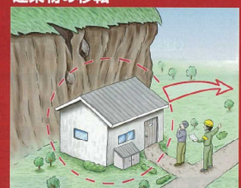
想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。